伊丹市教育委員会障がい者活躍推進計画

機関名	伊丹市教育委員会
任命権者	伊丹市教育委員会
計画期間	令和２年４月１日～令和７年３月３１日（５年間）
伊丹市における障がい者雇用に関する課題	伊丹市教育委員会においては、特例認定制度に伴い、令和２年４月１日時点では法定雇用率を達成しているが、今後とも法定雇用率の達成を維持し、障がい者である職員の活躍のためには、更なる体制整備や各種取組が必要であると考える。
目標	
①　採用に関する目標	【実雇用率】（各年６月１日時点） （各年度）当該年６月１日時点の法定雇用率以上 （参考）令和元年６月１日時点の実雇用率：２．８１％ （評価方法）毎年の任免状況通報により把握
②　定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）毎年度末に当該年度採用者の定着状況を把握・進捗管理を行う。
取組内容	
１．障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	○障害者雇用推進者として教育総務部長を選任する（令和元年９月６日に選任済）。 ○市長部局と連携し、令和２年９月までに「障がい者雇用推進チーム」を設置するとともに、障がい者である職員に広く参画を呼びかける。また、「障がい者雇用推進チーム」については、定期的に本計画の実施状況の点検・分析・（点検結果を踏まえた）対策の実施及び計画の見直し等を行う。
(2)人材面	○障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）全員について、兵庫労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させるよう努める。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、３か月以内に選任するように努める。
２．障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○市長部局と連携し、現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力を踏まえ、一般事務補助、書類の電子化、廃棄文書の整理など軽易な業務の選定や創出に努める。 ○業務内容に関わらず、障がい者が従事できる可能性を検討する。

３．障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	○障がい者は必要に応じて、障害者職業生活相談員だけでなく、人事担当者、職場の上司等に相談することができるよう、人的相談サポート体制の充実に努める。 ○市長部局と連携し、重度の知的障がい者が配属される部署については、専門知識を有した指導員を配置する。 ○障がい者への理解を深めるため、各部署に対し、労働局等が行う講座等の案内を行うように努める。 ○令和４年度までに本庁舎の各フロアに多目的トイレを設置する。 ○令和４年度までに本庁舎のバリアフリー化を促進する。 ○障がい者が配属されている部署の所属長は、障がい者である職員が求めた場合は、定期的な面談等を通じて必要な配慮等を把握し、予算の範囲内で継続的に必要な措置を講じるように努める。
(2) 募集・採用	○市長部局と連携し、一般職員の募集と併せて、軽易な業務に従事する職員の募集を行うなど、障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、知的障がい者、精神障がい者及び身体障がい者の積極的な採用に努める。 ○フルタイム勤務以外での職員募集も行うように検討する。 ○障がい者の採用試験実施時に、受験者からの要望を踏まえ、試験実施時に配慮を行うよう努める。 ○採用過程において、一定期間の実習を導入するように努める。
(3) 働き方	○テレワーク勤務や時差勤務の導入を検討する。 ○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
４．その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。 ○これまでの実績に限られることなく、その内容や調達先施設等を拡げ、各年度に定める調達実績目標額を下回らないように努める。